

平成 29 年 7 月 11 日

各 位

株 式 会 社 北 都 銀 行

横手市の地方創生への取組み（子育て応援・移住促進）をサポート ～住宅金融支援機構との連携した取組み～

株式会社北都銀行（頭取 斉藤 永吉、以下「弊行」）は、横手市（市長：高橋 大、以下「横手市」）と独立行政法人住宅金融支援機構東北支店（支店長：吉永 兼一、以下「住宅金融支援機構」）とが締結した協定（子育て支援型・地域活性化型及び横手市三世同居等促進住まい支援事業等に係る相互協力に関する協定）に対する側面支援を下記のとおり実施いたします。

横手市での子育てや移住を目的にフラット 35 をお申し込みいただいたお客さまに対し、手数料を引き下げするサービスをご提供いたします。

この取組みは、平成 28 年 3 月に弊行と横手市が締結した「地方創生包括連携協定」の取組みの一環であり、横手市のまち・ひと・しごと創生総合戦略達成に向け、引き続き最大限サポートしてまいります。

記

1. 商品 フラット 35

内容 ①融資実行時にいただく手数料を割引いたします

定率方式での実行 通常 2.16% ⇒ 1.08%

定額方式での実行 通常 54,000 円 ⇒ 27,000 円

②新生活応援資金プレゼント

融資方式、融資金額に応じて「商品券」をプレゼントいたします

2. 開始日 平成 29 年 7 月 11 日（火）

【ご参考】弊行と横手市との「地方創生包括連携協定」の主な内容

- ① 横手市の商工業振興のための企業誘致や起業・創業を促進させる取り組み
- ② 交流人口の増加を目指し、観光の振興や移住・定住を促進させる取り組み
- ③ 農業分野における連携の強化
- ④ 子育て環境向上のためのワークライフバランス実現に向けた取り組み

以 上

《本件に関するお問い合わせ先》

営業統括部(担当:笹森・松橋)(内線:3680)

経営企画部広報室(担当:市田)(内線 3811)